

つがる西北五広域連合病院事業職員の証に関する規程

平成24年3月30日
病院事業管理規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、つがる西北五広域連合病院事業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。）の職員の証の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(交付等)

第2条 職員には、その身分を証するため職員の証（様式第1号）を交付する。ただし、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であって、1会計年度における連続する任用期間が1か月未満となるものに対しては、職員の証の交付を省略することができる。

2 職員は、常にその職員の証を携帯しなければならない。

3 職員の証の記載事項に変更があったときは、速やかに所属長にその訂正を求めなければならない。

(譲渡等の禁止)

第3条 職員は、職員の証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は訂正してはならない。

(再交付の手続)

第4条 職員は、職員の証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに職員の証再交付申請書（様式第2号）を病院事業管理者に提出し、その再交付を受けなければならない。

(返還)

第5条 職員が退職し、又は他に出向を命ぜられたときは、直ちに所属長に職員の証を返還しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日病院事業管理規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表 面）

← 91 →	
↑ 55 ↓	
つがる西北五広域連合職員の証	
写真はりつけ欄 (30×30 ミリメ ートル)	所 属 名 職 名 氏 名 年 月 日生
上記の者は、つがる西北五広域連合職員であることを証明する。	
交付年月日 年 月 日	
つがる西北五広域連合 病院事業管理者 印	

備考 寸法は、ミリメートルとする。

第 2 号様式（第 4 条関係）

所属長

年 月 日

病院事業管理者

所 属
職氏名 印

職員の証再交付申請書

下記のとおり職員の証の再交付をお願いします。

記

- 1 紛失(き損)の理由
- 2 紛失(き損)の年月日